



あなたと町政を心ずくハイブ役

むぎの 報 広

第150号

2020

11

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.tg.jp/>



○行政報告	2	○県下一斉徴収強化月間	17
○議案審議	3	○認定こども園の入園申込について	18
○令和元年度決算状況	5	○障害年金を受給しているひとり	19
○補正予算	6	○親家庭「児童扶養手当」受給見直し	20
○一般質問	7	○年金生活者支援給付金制度について	21
○要望書・要請書	13	○年末、年始のし尿汲み取り申し込み	22
○大腸がん検診	14	○令和2年度コミュニティ助成事業	23
○『ポリファーマシー』健康だより	15	○海が吠えた日	23
○新型コロナウイルス感染症の 影響に係る固定資産税の減免等	16		

皆さんの
声を
市政に

町長行政報告(要旨)



ますとみ おさむ
杵富 治 町長

3月議会以降同様、コロナ禍の中、引く続き、イベント・行事は、ほぼ中止。

また、各種の会合は、町・県内の主な総会、会議等は開催、またはウェブ会議及び書面決議での実施です。総務課関係では、7月10日、町議会及び町内各種団体とともに、徳島県知事に旧徳島県立海部病院のコロナ収束後の利活用について、災害時の避難場所としての機能を引き続き担うとともに、「にぎわいの創出拠点」となる施設になるよう要望活動をいたしました。7月30日に牟岐町自主防

災連絡協議会総会を開催し、意見交換を行いました。

建設課関係は、国の工事は、国道55号牟岐バイパスの整備で関地区の地下水の流動等確認ボーリング調査が完了。現在、かんば地区の岩盤支持層のボーリング調査を進めています。

町工事は、7月17日、かんば地区残土処理場計画の地権者説明会を開催し、現在、境界立会を実施中です。6月26日、地籍調査の関・清水地区の測量及び一筆地調査を発注し、8月3日から8月27日まで地図及び簿冊の閲覧を実施。

道路メンテナンス事業、喜来橋補修工事と町単町道新古牟岐線改良工事は6月30日に発注。空き家対策総合支援事業で6件の除却が完了。地域の安全確保モデル事業は8月14日に発注。

地方創生室関係は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,732万5千円にかかる各事業の執行状況について、8月17日現在、全体で予算額7,276万2千円に対し、執行額は4,574万7千円で62・87%の進捗率。

「ふるさと応援事業」は102万6千円の予算全て執行済みですが、「学生応援プロジェクト」は、予定していた200人分の応援バックのうち112人分の執行で、進捗率56%。未執行の予算については、第2回の応募を実施する予定です。

地域おこし支援事業は、元地域おこし協力隊員の園芸サービスマスの起業に対し、予定どおり予算の執行をしました。

「ふるさと会」では、設立前の協議及び設立総会の日時を設定し計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、現在関係者と調整中です。ちなみに現在の会員申し込みは9月7日現在で188人です。牟岐人アプリは、海外に

委託業務を発注していたため、コロナ禍により予定していた期日になっても本格始動できない状況です。現在、アップルとの整合性審査等は、9月中旬完了予定です。また、グーグルの承認は完了していますので、アンドロイドの方はアプリのインストールは可能です。

産業課関係では、新型コロナウイルスの影響により姫神祭り、阿波踊り競演会などの観光イベントは全て中止となり、例年と違いさみしい夏となつてしまいました。そのような中でも子ども達への思い出しとして、観光協会の呼びかけにより有志で打ち上た花火は、子ども達だけでなく、私達大人にとつても希望を与えてくれるものであり、改めてお祭りなどの必要性を感じました。

さて、この間、新型コロナウイルス感染症対策事業として、主に3つの事業を実施しています。1つはコロナの影響により収入が減少した事業者の事業継続のための支援策として、対象者に一律10万円

を給付する「牟岐町事業継続給付金」事業を実施し、7月末で191件の申請を受け付けしています。

2つは、事業継続のためやコロナの終息を見据えて新たに取り組む事業に対し、経費の補助金を交付する「チャレンジ支援事業」の募集を行い、6月に実施した一次審査の結果、5事業者に支援の決定をしました。3つは、コロナの影響を受けてテイクアウトを始め、た飲食・宿泊業者などの支援のための情報発信事業を行つています。

事業者の皆様がこのコロナの影響を乗り越えていく今後の支援策は、店舗等の感染拡大防止の整備に係る経費の支援を実施し、利用者の受け入れ体制を整えた上で、消費喚起を促す事業展開を進めたいと考えています。

9月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が9月15日から18日まで開かれ、開会日には杵富町長の行政報告後、報告1件、決算認定6件、条例の改正2件、補正予算5件、人事案件2件の提案説明が行われた。
再開日には6名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、令和元年度各会計決算認定6件を常任委員会に付託、町長提出の報告1件を承認、議案9件と議員提出の意見書2件が可決されました。

報告

◎令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率

実質公債費比8・4%、将来負担比率54・4%で、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当しないもの。
(原案承認)

条例

◎牟岐町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
条文の文章の体裁を整えるもの。
(原案可決)

◎職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
新型コロナウイルス感染症に関連する項目を追加する改正。
(原案可決)

人事

◎監査委員の選任
任期満了となる宮本弘貞氏の選任に同意するもので、任期は令和6年9月28日まで。
(原案可決)

(原案可決)

◎牟岐町教育委員会委員の任期満了となる笹田茂樹氏の再任に同意するもので、任期は令和6年10月14日まで。
(原案可決)

補正予算

◎令和2年度牟岐町一般会計補正予算
歳入歳出それぞれ2億5842万5千円を追加し、予算総額を36億7596万4千円とするもの。
(原案可決)

◎令和2年度牟岐町簡易水道事業会計補正予算
収益的収支でコンビニ収納に対応する手数料費用の追加で、予算総額を1億3177万7千円と、資本的収支で配水池更新に伴う測量等委託料の追加で予算総額を6085万2千円とするもの。
(原案可決)

◎令和2年度牟岐町国民健康保険特別会計補正予算
保険税還付金と人件費の追加で29万5千円を追加し、予算総額を6億2432万2千円とするもの。
(原案可決)

◎令和2年度牟岐町介護保険特別会計補正予算
国庫支出金等の返還金で、1829万5千円を追加し、予算総額8億840万6千円とするもの。
(原案可決)

◎令和2年度牟岐町後期高齢者医療特別会計補正予算
広域連合への負担金で105万9千円を追加し、予算総額を1億294万円とするもの。
(原案可決)

質問(要旨)

(多くの議員発言がありました。紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 榎谷議員

今年のインフルエンザ予防接種事業は

答 大森副町長

10月1日から実施、65歳以上の方等は個人負担なし。すみやかに、広報する。

問 横尾議員

ふるさと納税の返礼品数と内容は

答 宮内総務課長

令和2年9月17日現在、89件品目。「魚の加工品、かばん」を主な返礼品に登録している。

賛否の分かれた議案(各議員の賛否)
※発議第4号 自家増殖を原則禁止とする
種苗法改正の取りやめを求める意見書

一山 稔	横尾 政明	平山 尚道	喜田 俊司	堀内 隆弘	森 定雄	藤元 雅文	榎谷 千重子
○	○	×	○	×	○	○	○

※議長 … / 賛成 … ○ 反対 … ×

議

案

審

議

意見書

◎新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

提出者 堀内 隆弘
賛成者 横尾 政明

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積する

ことのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。
3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済

対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

◎自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書

提出者 藤元 雅文
賛成者 森 定雄

1 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾性」という形で事実上、禁止する改正案により、農家のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならなくなるなど（日本の農業を支える圧倒的多数の小規模）農家にとつては新たに大きな負担が発生することとなる。これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するもので

ある。
2 また、農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖をすべて防ぐことは物理的にも困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である、と農水省自身もかつて認めており（2017年11月付け食料産業局知的財産課）、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要はない。
3 在来種（一般品種）は育成者権の対象外としているが、甘藷苗やイチゴ苗なども一般品種と共に登録される可能性も否定できない。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとつては大変有利である一方、（小規模）農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取り、苗作りを断念させる可能性もある。そ

の結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家と共に多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録する余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになる。
4 自家増殖禁止は育成者権を守るためのグローバルスタンダードであるとされているが、自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行している。

国においては地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する「種苗法」改正の取りやめを強く求める。

令和元年度 各会計の決算状況

令和元年度各会計の決算について、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもので、行政常任委員会に付託して審査する。

簡易水道事業会計決算状況

経費別	収入	支出	差引	備考
収益的収支	1億1500万7532円	1億1280万7936円	219万9596円	(経常的収支)
資本的収支	1028万6596円	4182万5847円	△3153万9251円	注

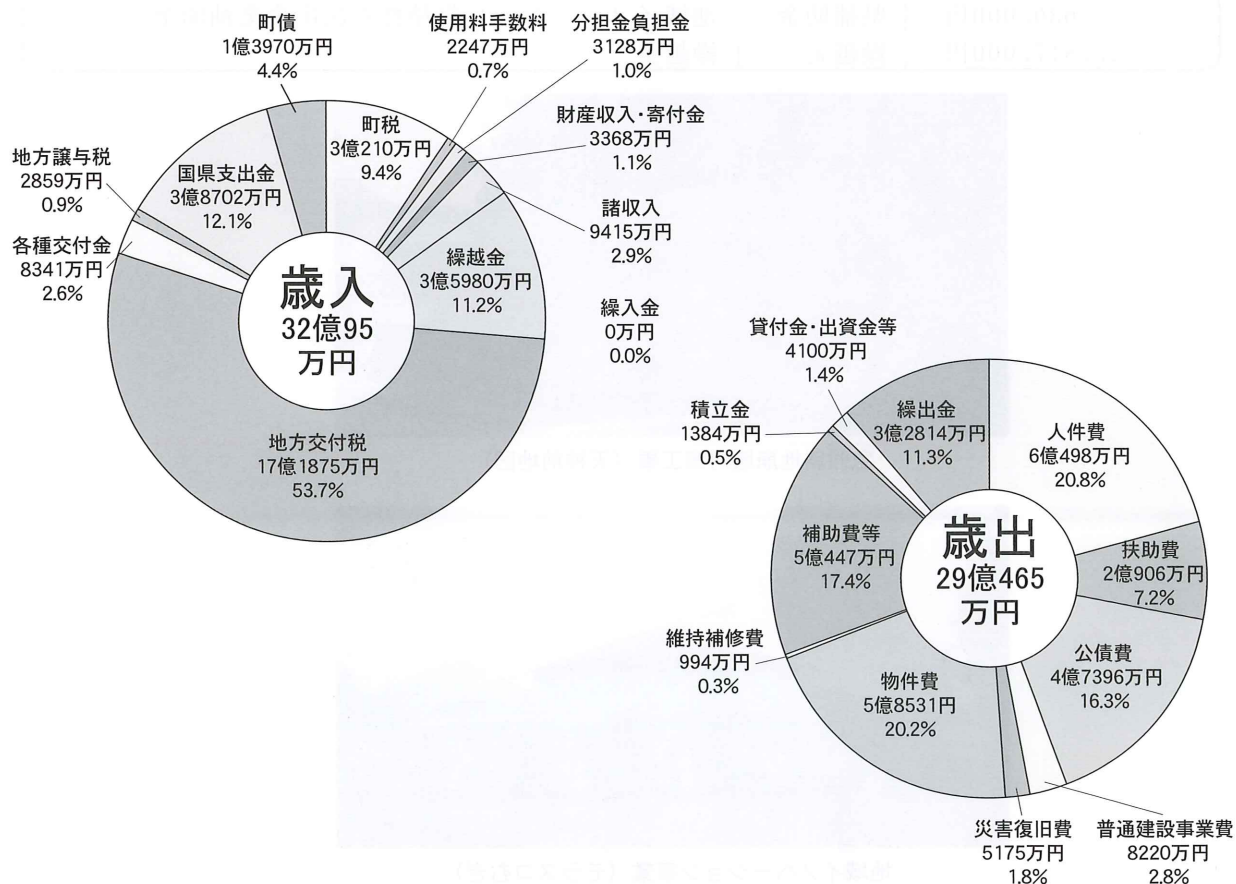
注 資本的収支は、水道施設の建設や改良等によって発生する収支。
不足する額3153万9251円は、過年度分損益勘定留保資金で補填している。

各会計決算状況

会計名	歳入	歳出	差引	残額の措置
一般会計	31億9468万7337円	28億9950万1848円	2億9518万5489円	翌年度へ繰越
青少年健全育成センター特別会計	772万426円	660万8432円	111万1994円	翌年度へ繰越
国民健康保険特別会計	6億6325万2408円	6億2448万6026円	3876万6382円	翌年度へ繰越
介護保険特別会計	8億3352万7237円	7億6323万8939円	7028万8298円	翌年度へ繰越
後期高齢者医療特別会計	9850万9779円	9745万1233円	105万8546円	翌年度へ繰越

令和元年度 普通会計 歳入歳出決算内訳

※普通会計とは
(一般会計、青少年健全育成センター特別会計の2会計を合算したもので、各会計間の繰出金と繰入金、繰越金と繰上充用金を相殺したもの。)



令和2年度一般会計の予算総額は 36億7596万4千円になりました。

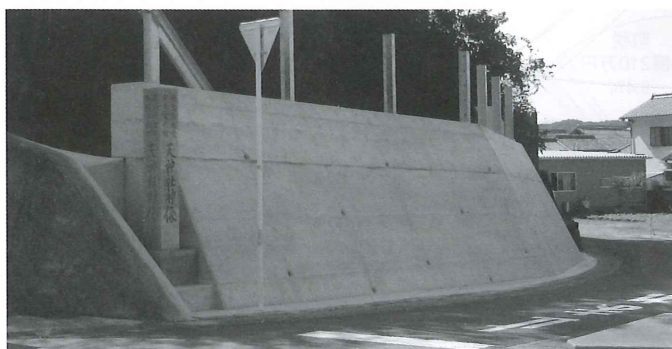
9月補正予算は、2億5842万5千円増額です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
1,000,000円	パソコンの購入
2,948,000円	障害者自立支援給付審査支払システム改修委託
1,481,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(交付税分)
736,300円	高性能林業機械導入補助
221,907,000円	地方創生臨時交付金事業(新型コロナウイルス感染症対応)
12,500,000円	橋梁補修JR工事委託(喜来橋)
1,100,000円	県単独急傾斜地崩壊対策事業負担金(天神前地区)
1,348,000円	町営住宅解体工事(楠ノ浦団地)
450,000円	消火栓修繕(内妻地区)
940,000円	中学校ベランダ修繕

歳入予算の主なもの

金 額	内 容	
1,474,000円	国庫補助金	障害者自立支援給付審査支払システム改修事業補助金
203,329,000円		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2,630,000円	県補助金	地域イノベーション集積拠点創出事業補助金
23,817,000円	繰越金	繰越金



急傾斜地崩壊対策工事(天神前地区)



地域イノベーション事業(モラスコむぎ)

問

おひさまスクール移転について

答

校舎以外の市宇ヶ丘学園内の敷地に新築できる場所がないか検討している



議員 千重子 榎谷

問 榎谷議員

この問題は、平成30年9月の定例議会でも取り上げ、生徒数が減少している中、学校の空き教室におひさまスクールを移転できないものか。また、当初計画を予定していた牟岐小学校の学童保育の場所におひさまスクールを移転できないものかと質問した。

当時の答弁は、牟岐中学校の校舎に移転すると、学習活動のスペースが少なく、学校教育に支障が出るのが想定される。また、当初、小学校の多目的教室は、学童保育の教室

として計画していたが、保育の場として転用する場合は、目的外使用となるなどの問題もあり、校舎内への移転は困難との答弁で、その後の方針が決まっていないう状況である。

その後、協議は進んでいるのか。本年度中に協議を終え、移転先を決めていただきたい。

答 榎谷町長

最初は町民センターを改修し、おひさまスクールを移転する案もあったが、その後、生徒数が減少している中、学校の空き教室におひさまスクールを移転できないものか、協議を重ねてきた。

おひさまスクールを中学校の校舎内に移転すると、管理区分の問題もある。小学校の多目的教室は、

会議室として使用度が高く、ここに移転すると、この教室が使用できなくなるなどの課題もある。現時点で小学校の校舎内への移転は、様々な課題があり、現実的ではない。

校舎以外の市宇ヶ丘学園内の敷地におひさまスクールの新築できる場所がないか、検討している。



市宇が丘学園

問

事務事業の見直しについて

答

牟岐町財政の健全化を図っていく

問 榎谷議員

令和元年度の普通会計の実質単年度収支は、約8千万円の赤字となっており、厳しい財政状況が続いている。毎年、人口減少がみられる中、新型コロナウイルスの影響で経済が冷え込み、さらに厳しい現状が想定される。

監査委員からイベント事業の見直し、大口補助金の再検討、委託事業の内容の見直し、各課による事業の優先順位や無駄の削減、時間管理の徹底などの意見をいただいている。

現場の職員一人ひとりが積極的に事務事業を見直し、事務改革に取り組まなければならないのでは。

答 榎谷町長

牟岐町の財政状況は、依然として厳しい状況にある。その上に新型コロナウイルスの影響により、今後、税収を含め、特に地方交付税など、これまでの歳入を確保することが困難な状況が想定される。

費用対効果などを見極め、経常的経費の見直し、事業の取捨選択をしっかりと行い、削減できるところは削減し、牟岐町の財政の健全化を図っていく。

※実質単年度収支

単年度の収支から実質的な黒字要素と赤字要素を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標。

例えば、家計においても、余裕がある月は貯金したりローンを繰上げ返済したりします。苦しい月は貯金をおろしたりします。こうした資産の増減につながることをしなかったものとして、単純に給料と生活費のバランスがどうなっているかを見た場合にどうかと考えることが似ています。

問

建設課作業員の増員は

答

就業時間の見直しや増員、一部外部委託を検討する



きだ しゅんじ 議員 喜田 俊司

問 **喜田議員**
建設課では、特に夏場に町道の除草作業など町民からの依頼が多い。課長や職員が対応しているが、追いつかず不満の声も出ている。このような状況から次の点について聞く。

① 特に忙しい夏場の除草作業を、現場職員以外への依頼は考えないか。
② 作業の遅れに、どのような対策を行っているのか。
③ 今後、現場作業員の就業内容や増員については、どのように考えるのか。
④ 町民からの要望に、対

応できているのか。
⑤ 現場作業員において、資格の取得や安全対策についてはできているのか。

答 **枅富町長**
指摘のとおり、除草作業など町道の適切な維持管理が遅れている。
① 現職以外への依頼は、今年度は考えていない。
② 今年度は臨時対応として、建設課及び各課の応援で対応している。
③ 就業時間の見直しや増員、一部外部委託も検討する。
答 **木田建設課長**
④ 要望箇所を確認し、優先順位をつけ作業を行っている。依頼者には作業時期を伝えている。遅れが出ているが、ご理解いただきたい。



集団でやってくるサル



町道などの除草作業

⑤ 技能講習、特別講習、安全衛生教育を受講させ、安全対策は、管理責任者の選任や職場点検、パトロールも行っている。

問

猿による農作物等の被害対策について

答

猿の被害が減少するよう努めたい。

問

喜田議員

農業関係者や家庭菜園及び畑を楽しむ町民が、猿による被害に困っている。被害対策など、次の点について聞く。

① 猿の出没情報や住民からの連絡には、どのような対応をとっているのか。
② 猿の被害状況は、把握できているのか。
③ 猿の駆除についての対策は。また、捕獲する檻数の増加や餌代の補助についてはどう考えるのか。
④ 今後、猿の被害に對し、どのような対策を考えるのか。

答

田中産業課長

① 町職員が猿の出没を確認し、猟友会長へ連絡、会員が現地で追い払い駆除を実施。
② 直接農家から情報を集めている。今年はや野、笹見、喜来地区の被害が多い傾向。
③ 捕獲駆除へ変更し、8箇所の大型檻を設置、28基の小型捕獲檻を導入、引き続き、エアガンの導入も計画。
④ 群れの把握に発信機でのテレメトリー調査や移動式大型檻の導入を検討。餌の確保に農家と連携し、廃棄物の譲り受けを利用し、安定した捕獲を目指す。

答

枅富町長

猿による農作物への被害は、本町では大きな地域課題の一つと認識している。捕獲駆除へ変更し、猿被害の減少に努める。

問 旧海部病院の利活用は

答 積極的に取り組む



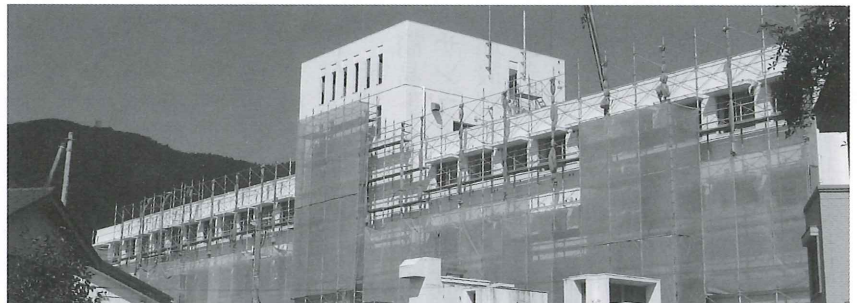
もり さだお 議員
森 定雄

問 森議員
旧海部病院改修の報道がなされた当初、感染拡大や風評被害についての意見もあつたが、県による住民説明会の開催や、改修事業を説明したチラシの配布。町、町議会、関係団体による知事への要望活動などを通じ安全対策が講じられた。

この度の改修事業は、利活用方針の定まっていなかった旧海部病院を新型コロナウイルス感染症対策としての利用のみならず、コロナ終息後における牟岐町や県南の地域振興の核として、利活用を図る上で千歳一隅

のチャンスであると思う。今後どのように取り組んでいくのか。

7月10日に町長はじめ町議会、町内関係団体で徳島県知事に対し、旧海部病院の地域振興に資する利活用を推進するため、県と牟岐町及び町内関係団体が緊密な連携のもと協議を進めること。協議を進める際には「旧海部病院利活用検討協議会」を活用し、会議に出席を希望するあらゆる団体を参画させること。施設の利活用については早急に具体化できるように取り組むことについて県に要望をしたが、町民の皆さんにご理解をいただくために、この要望活動時に示された県の考えと、その後の県の動きについて伺いたい。



改修中の旧県立海部病院（西側）

答 榎富町長
旧海部病院の利活用について、1階・2階部分は津波による浸水被害の可能性があるものの、耐震化されており、平時、災害時にリバーシブルな活用が期待できる貴重な施設となる。県の力添えにより、牟岐町と

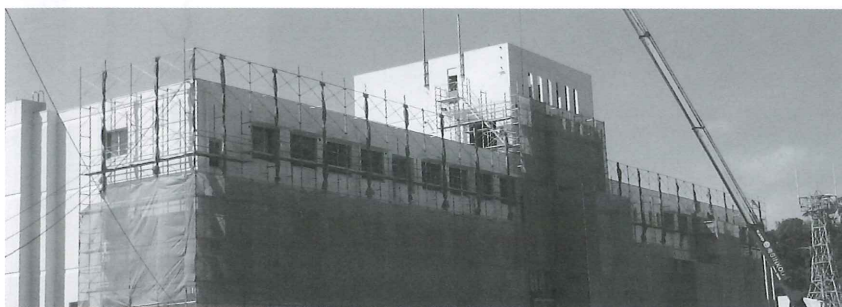
して有効活用できるこの機を逃さぬよう、町全体で知恵を出しながら、今後の利活用に向け積極的に取り組んでいきたい。県と事務レベルにおいての協議が整い次第、関係団体にも参画いただき、具体的な利活用案を旧海部病院利活用検討協議会にて速やかに提案し、

県とともに検討を進めたい。県からは、県南地域でのクラスター発生による地域医療体制の崩壊を防ぎ軽症や無症状の方が療養できる宿泊療養施設として、旧海部病院を改修するものであること。終息後は、幅広い利用が見込まれ、災害発生時には現県立海部病院のバックアップ拠点として、全国から駆け付ける災害派遣医療チームの宿泊施設としても活用できるなど利活用に関する考えが示され、知事からは、関係団体からの意見、ご理解、ご協力をいただきながら、県南地域発展に資する施設を造り上げていきたい旨の発言があつた。

現在、県の担当部局であ

る病院局と旧海部病院利活用検討協議会への町内関係団体の参画をはじめとする協議手法について具体的な話し合いを行っている。

旧海部病院が牟岐町や県南地域の活性化の拠点となるよう積極的に取り組んでいきたい。



改修中の旧県立海部病院（東側）

問

課題解決に向けての取り組み状況は

答

全力で取り組む



よこお まさあき 横尾 政明 議員

答 榎富町長

① 議会として、責務を全うすべきである。② 基金を積み立てておらず、緊急防災減災事業債の継続に期待する。③ 出産祝金として、今年度より一人目から5万円の増額支給、子育て応援事業給付金3万円を支給学生応援プロジェクト、手作りマスクの配布等。

問 横尾議員 課題への取り組み状況は。① ごみ焼却施設の改築問題。

- ② 役場庁舎移転。③ 人口減少・少子化対策。④ 農林水産業、商工業の振興。⑤ 高齢者支援。⑥ 関係人口の増加。⑦ 南海トラフ巨大地震。



牟岐町役場

林業の担い手育成として、炭窯を活用した体験イベントの支援。藻場の保全に向けては、アラメの培養実証事業を行っている。観光協会は各種業務の

受託し、関連事業者の広報活動中。⑤ 現在はタクシー助成券を発行し、また、座位が保てない方の移動には、外出支援サービス事業を行っている。

移動販売や配達サービス等の一覧を作り広報することを考えている。⑥ 移動手段の確保に向けては、引き続き協議、検討を行っている。⑦ 今年度はコロナ禍により、事業の推進ができていない。

⑦ 津波避難計画、避難マップの更新、町民体育館に備蓄倉庫の設置済み。地域防災計画の更新、簡易トイレ用便袋の購入、サンライン入口に備蓄倉庫設置及び古牟岐地区の避難路の整備計画等。国土調査、地籍調査の推進。木造住宅耐震化促進事業で、耐震診断、耐震改修、ブロック塀除却等を推進。空き家対策総合支援事業で除却を推進。

問

赤字解消対策は

答

経費の見直しをする

問 横尾議員

① 赤字解消対策の取り組み状況は。② 緊縮財政への具体的な中身。③ 超過勤務の実態。④ 職員の健康状態。

答 榎富町長

① 需用費、旅費、役務費、委託料等の経常的経費の見直し、また、監査委員の意見書に対処する。

答 宮内総務課長

② 平成29年度から令和元年度の時間外勤務時間は、平成29年度156時間、平成30年度137時間、令和元年度123時間と減少している。③ 人間ドックを奨励し、保健師がデータ管理。メンタルヘルス対策としては、毎年ストレスチェックをしている。



※経常的経費（経常経費） 毎年度連続して固定的に支出される経費。 おおまかにいえば、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び交際費など。

問 コロナの影響で滞っている事業は

答 延期・縮小で調整中



ほりうち たかひろ 堀内 隆弘 議員

問 堀内議員
牟岐町の施策において、新型コロナウイルスの影響により滞っているものはあるのか、ある場合はどのように対応していくのか。

答 榎富町長
牟岐ふるさと会の設立総会は現在延期中で調整し、牟岐人アプリについては、委託先がコロナの感染先になるなど影響が出て、まだ完成していない状況である。物産販売等を中心とした交流イベントは12月に延期、国の重要伝統的建造物群保

存地区3地区合同交流会は調整中。

このほかのイベント等については、リモートWeb会議で対応。

地籍調査地元説明会は中止をし、地権者へ説明文書を送付。

橋樑梁耐震補修工事での部材調達に支障があり、繰越事業としたが、6月25日に完成している。

その他の工事については、現時点では影響がない。

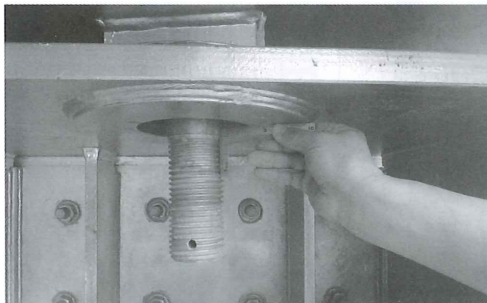
高齢者の方を対象とした、貯筋肉操・脳トレ体操は感染対策を行った上で縮小開催・中止で対応。

そのため、運動機能や認知機能低下に対しては家庭訪問をし、健康状態の確認とフレイル予防実践ガイドに基づいた指導をしている。集団検診は、日程変更やアルコール消毒等で対応し実施しているが、受診率は下

がると見込まれる。健康教室、母子・成人は実施できていないが、希望される方への随時個別相談や対応ができる体制は取っている。



橋梁補修完成 (橋樑)



橋樑下部工



2020/10/21 14:14

問 看板設置は可能か

答 国土交通省や町内会などと協議をして対応

問 堀内議員
飲食店周辺での迷惑駐車や、国道沿いでの着替えについて苦情が出ていると聞くが、立て看板の対応は可能か。

答 木田建設課長
看板等の対応は可能だが、駐停車の禁止を促す看板は設置できず、迷惑行為の禁止を記載した看板になるため、国土交通省や町内会などと協議をして対応していきたい。

問 コロナ禍、非常時は非常時のように

答 更なる努力をする



ふじもと まさふみ 藤元 雅文 議員

問 藤元議員 非常事態宣言解除後、感染者は急速に増え始め、現在、147人、死亡者も9人に増えている。

- ① 第一次分事業の実施状況。予算の執行率は。
② 国保・介護保険の減免申請数は。
③ 非常事態であり、周知方法を検討すべきでは。
④ 早期終息させるためには、感染者を早く発見し、

隔離することが重要であり、PCR検査等の拡充を関係機関に働きかけるべき。
高齢者、病人に接する機会の多い行政関係職員から定期的なPCR検査をすべきでは。

答 榎富町長

① 3万円の子育て支援は、311人分99・36%、マスク製作は、156人分93・58%。学生応援プロジェクトは、112人47・36%などであった。

- ② 減免決定世帯は、国保10世帯、介護保険3世帯である。申請者数が少ないと感じており、周知方法を考える。
③ 周知方法を工夫する。
④ PCR検査や医療供給体制強化を県に要望する。職員には、体調管理の徹

底を指導し、休みやすい環境づくりに取り組む。

問 依存症、深刻な実態がある

答 引き続き、広報・啓発活動を行う

問 藤元議員

アルコール依存症という段階になれば、身体的、経済的問題が起こってくるし、夫婦間、家族間でのトラブルへと発展していく。他の依存症も、程度の差はあれ同じ結末が待っている。本町、学校での実態と取り組みは。

答 榎富町長

自らの依存症に気づき、相談につなげていけるよう、引き続き、広報・啓発活動に取り組むたい。

答 峯野教育長

健康障害などの報告は受けていないが、SNSやゲームなどの長時間使用の傾向があり、普段の授業や外

部講師を招いて指導をしている。また、薬物、喫煙、飲酒に対する正しい知識や依存の恐ろしさなどについても学習している。

問 役場も協力し 停電対策を

答 地元から要望を 挙げて欲しい

問 藤元議員

現代社会における長時間の停電は、歴史を一世紀以上逆行させるのと同じことになる。

樹木の繁茂、そして、台風の大型化によって、年月の経過とともに停電の可能

性が高まっている。第一義的には電力会社の責任であるが、役場も協力し、住民のみなさんの協力を得ながら危険箇所の把握をし、出来ることから対策を講じていく必要があるのではないか。

答 榎富町長

自主防災会議のときに、地元から要望を挙げていただくようお願いする。



道路(電線)沿いの支障木

要望書(要旨)

四国東南部地域の道路整備について要望

【提出先】

- ・高知県知事
- ・高知県議会議長

一、安全で快適な生活環境を確保するとともに、災害時の緊急輸送道路の確保や救急医療など「命の道」となる「四国8の字ネットワーク」の早期解消

- 地域高規格道路 阿南安芸自動車道

- ・「海部野根道路」「野根安倉道路」の早期整備
- ・「牟岐～海部」「奈半利～安芸」「安倉～和田」間の早期事業化
- ・「美波～牟岐」間の計画段階評価の早期着手
- 四国横断自動車道の早期完成
- 高知東部自動車の早期完成

一、四国8の字ネットワークへの接続に不可欠なICアクセス道路整備

一、国道55号の安全かつ円滑な交通を確保する道路整備の促進

- 通行規制区間(野根～入木)の解消

- 防災・減災対策の早期実施と安全対策の促進

一、防災・減災、国土強靱化事業における対象事業の拡大と継続

一、令和3年度予算では、四国8の字ネットワーク等の整備に必要な予算を確保すること

要請書(要旨)

米軍機低空飛行を国に中止要請

【提出先】

- ・中国四国防衛局

徳島県南部に位置する海部郡、那賀郡は、いわゆる

「オレンジルート」上に位置し、米軍機が度々目撃されており、これまで県において、本県上空で米軍機による低空飛行訓練が実施されないよう、国に対し、繰り返し要請いただいていたところであります。

しかしながら、本年4月以降も、米軍機と見られる航空機の低空飛行訓練の目撃回数が増加しており、ここ10年程度で最多であった昨年度を上回るペースとなつていきます。

中には、オスプレイや夜間における輸送機とみられる目撃情報が寄せられるなど、周辺の住民は、機体から発せられる轟音や事故に対する不安により、安寧な生活が脅かされ、大きな負担となつていきます。

以上のことから、住民の安全・安心を確保するため、下記について強く要請いたします。

- 1 住民に不安や懸念を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練が実施されないよう対処すること

- 2 事前に可能な限り詳細な飛行訓練に関する情報を把握し、時間的余裕を持つて提供すること

- 3 国の責任において騒音測定器を設置し、米軍機による騒音を測定するなど、米軍機の低空飛行の実態把握に努めること

議会の動き

- (8月)
 - 6日 海部郡町村議会議長会定例総会
- (9月)
 - 8日 全員協議会
議会運営委員会
 - 15日～
18日 第3回定例町議会

- (10月)
 - 15日 広報編集委員会
 - 20日 行政常任委員会 (決算審査)
 - 21日 海部消防組合第1回臨時議会
 - 26日 海部郡・安芸郡議長会
高知県要望活動

編集後記

令和という新しい時代を迎える中、新型コロナウイルスという新しいウイルスが世界に猛威を振るつていきます。第2波、第3波に私たちはどう立ち向かうべきか。

私たちは過去に、エボラ出血熱、エイズ、香港風邪をはじめ、その他様々なウイルスと戦ってきました。そして、ワクチンや新薬で封じ込め、共存の道を歩んでいます。

新型コロナウイルスの一日も早い新薬やワクチンが見つかり、共存の道を歩めることを願うばかりです。

大腸がん検診のお知らせ

令和2年度 最後の大腸がん検診を実施します。

希望される方は問診票と検査容器をお渡ししますので、お早目に役場にお申込み下さい。

検診日： 令和2年12月1日(火)
 時間： 8:00～11:00まで受付
 場所： 牟岐町海の総合文化センター
 料金： 500円

年々、男女ともに働き盛りの40歳くらいから、大腸がんにかかる人が増えています。早期発見のため、症状がなくても年1回は必ず検診を受けましょう。節目年齢の方は無料で受診できますので、この機会にぜひご受診下さい。(クーポンを紛失された方は再発行します)

節目年齢の方は、下記のとおりです。ご確認ください。

年令	生年月日
40歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
45歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
50歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
55歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
60歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
65歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
70歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日

*採便容器を使った簡単な便潜血検査です
 (大腸にがんや、ポリープがあると便にわずかな血が潜むことがあります。)
 【お申込は…牟岐町役場 健康生活課まで TEL. 72-3417】

牟岐町地震津波避難訓練のお知らせ

牟岐町では、令和2年12月13日(日)に全町民を対象とし、地震津波の避難訓練を計画しています。皆様の積極的な訓練参加をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加時はマスクの着用をお願いいたします。

訓練実施日 令和2年12月13日(日) 午前7時00分～7時30分

時間	訓練項目	訓練内容
7:00	地震発生	①全町サイレン吹鳴 (鳴っている間地震と想定) ②携帯電話へのエリアメール送信を検討しています。
7:01	避難開始	防災無線で津波発生による「避難命令」を一斉広報
	避難終了	①避難場所へ到着 ②避難者同士での話し合い等
7:30	避難解除	「避難解除」の一斉広報

訓練終了後の午前9時から旧牟岐小学校体育館で「避難所開設運営訓練」の実施も計画しています。避難所の開設方法や避難者の誘導方法について学習する機会となりますのでぜひ御参加ください。

『ポリファーマシー』って聞いたことがありますか?~健康だより~

多くのくすりを服用しているために、副作用を起こしたり、きちんとくすりが飲めなくなったりしている状態をいいます。単に服用するくすりの数が多いことではありません。

高齢になると、複数の病気を持つ人が増えてきます。病気の数が増え、受診する医療機関が複数になることも、くすりが増える原因となります。75歳以上の高齢者の4割は5種類以上のくすりを使っています。高齢者では使っているくすりが6種類以上になると、副作用を起こす人が増えるというデータもあります。

◆ なぜ、高齢者では副作用が起こりやすいの？

高齢になると、肝臓や腎臓の働きが弱くなり、くすりを分解したり、体の外に排泄したりするのに時間がかかるようになります。また、くすりの数が増えると、くすり同士が相互に影響し合うこともあります。そのため、くすりが効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出やすくなったりすることがあります。

◆ 「なにか変だな」「いつもと違う」と感じたら？

くすりを飲んでいて、次のような症状が気になることはありませんか？くすりが追加されたり、変わったりした後は、特に注意しましょう。



気になる症状があっても、勝手にくすりをやめたり、減らしたりするのはよくありません。くすりが多いからといって必ず減らすべきということではありません。くすりによっては、急にやめると病状が悪化したり、思わぬ副作用が出ることがあります。**必ず医師や薬剤師に相談しましょう。**

◆ 相談する時は、具体的にどうすればいいの？

使っているくすりは、必ず全部伝えましょう。くすり以外でも毎日飲んでいる健康食品やサプリメントがある場合は、その情報も伝えましょう。いつ頃から、どんな症状が出てきたのか、気になる症状についてメモしておきましょう。

◆ 日頃から、注意しておくことは？

日頃から、かかりつけの医師や薬剤師に、処方されているくすりの情報を知っておいてもらうことが安心です。



問い合わせ先 牟岐町役場健康生活課 保健師まで (0884-72-3417)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る固定資産税の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度課税分に限り、事業用資産に係る固定資産税の課税標準額を軽減します。

要件

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間に比べて30%以上減少していること。

軽減割合

- ・50%以上減少の場合：全額
- ・30～50%未満減少の場合：2分の1

対象事業者の条件

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下であること。
- ・資本または出資を有しない法人または個人の従業員が1,000人以下であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

※大企業の子会社等（下記のいずれかに該当する企業）は対象外となります。

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以上の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以上の法人または大法人との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - *大法人：資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

申請の手順

- (1)認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、農協、漁協等）に会計帳簿等を提供し、この減免措置の対象となる中小事業者等であること、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が30%以上減少していること及び事業用資産の内容について減免申請書に証明をもらってください。
- (2)減免申請書に必要事項を記入し、税務会計課へ提出してください。

【添付書類】

- ①申請期間の事業収入を確認するため、現年と前年の事業収入が分かる書類の写し
- ②対象建物における事業専有割合が分かる書類の写し

受付期間

令和3年1月4日（月）～2月1日（月）＜郵送の場合は2月1日消印有効＞

※提出期限の2月1日を過ぎたものについては受付できかねますので、ご注意ください。

問い合わせ先

牟岐町役場 税務会計課 固定資産税係

TEL 0884-72-3410

県下一斉徴収強化月間(11月～12月)

「税の納め忘れはありませんか？」

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保するため、11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」に設定し、連携して県下一斉に徴収を強化しています。

納期限が過ぎているのに納付していない方は、金融機関または税務会計課ですぐに納付してください。

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。高額・悪質な滞納案件は、徳島滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。

問い合わせ先 牟岐町役場税務会計課（電話0884-72-3410）

阿南税務署からのお知らせ

「令和2年分年末調整説明会開催中止のお知らせ」

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、例年実施しておりました年末調整説明会につきましては、開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに「年末調整特集ページ」の掲載を予定していますので、こちらのページをご覧ください。

手続きはお済みですか？

※ 減免には、それぞれ申請が必要です ※

新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれに定められた要件をすべて満たす場合は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料それぞれの減免の対象となります。

【減免の対象となる場合】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（国保は世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った方（世帯） ⇒ 全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（国保は世帯主）の収入減少が見込まれる方（世帯） ⇒ 一部を減額

～ 一部減額される具体的な要件（すべてを満たす必要があります） ～

主たる生計維持者（国保は世帯主）について、

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- (3) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

※ 介護保険料については、要件（1）及び（2）のみ

※ 申請にあたっては、罹患や収入の減少を証明できる書類が必要となります

※ 減免額は、前年の所得や世帯の状況などにより変わります ※

申請に必要な書類等の詳細などについては、各担当にお問い合わせ下さい。

国民健康保険税：税務会計課国保係 電話0884-72-3410

介護保険料：健康生活課介護保険料係 電話0884-72-3417

後期高齢者医療保険料：徳島県後期高齢者医療広域連合 電話088-677-3666

（申請のみ健康生活課後期高齢者医療保険係で受け付けます）

令和3年度 認定こども園の入園申込について

令和3年度の認定こども園牟岐保育園の入園申込の受付を開始します。入園申込に必要な書類を受け取り、お申込みください。

※書類の提出は、継続・途中入園希望の方もみなさん必要です。

令和3年度中に入園を希望される場合も、この申請期間中に必ずお申込みください。

【申込書類配布場所】

認定こども園牟岐保育園または役場住民福祉課

※牟岐町ホームページからダウンロードもできます。郵送での受取りをご希望の方は、役場住民福祉課までご連絡ください。

【申請受付場所、期間及び時間】

・認定こども園牟岐保育園

・令和2年12月14日(月)～12月16日(水) 午前9時～午後5時

※勤務等の都合で上記期間・時間以外でのお申込みをご希望の方は、役場住民福祉課までご連絡ください。

※新規入園の方は、入園を希望するお子さんと一緒にお越しください。

【お問い合わせ】

牟岐町役場住民福祉課 こども園担当 0884-72-3416

11月は「児童虐待防止月間」です

令和元年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は880件でした。虐待による死亡事例は、全国で年間約50件に及び、1週間に1人の子どもが命を落としています。



虐待されている子どもたちを、守ることができるのはあなたかもしれません。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル

お近くの児童相談所につながります。(通話料無料)



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

子どもたちの健やかな成長のため里親になりませんか

「里親」は、児童福祉法で規定されている制度です。さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちを迎え入れ、サポートする人が「里親」です。里親という特別なイメージを持つ方がいるかもしれませんが、そんなことはありません。実際の里親は、どこにでもいる普通のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんです。

里親についての情報はこちらを検索してください。 →

「とくしまはぐくみネット 里親」

[相談窓口]

- 中央こども女性相談センター Tel (088) 622-2205
- 南部こども女性相談センター Tel (0884) 22-7130
- 西部こども女性相談センター Tel (0883) 53-3110

障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるよう見直します

「児童扶養手当法」の一部を改正により、令和3年3月分から障害年金を受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わります。

見直しの内容（令和3年3月分（令和3年5月支払）から）

- ▼現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直します。
 - ▼なお、障害年金以外の公的年金等（※）を受給している方は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給していますが、改正後も同じく、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。
- （※）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

児童扶養
手当の月額
(令和2年4月～)

- ◆子どもが1人の場合 全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円（所得に応じて決定されます）
- ◆子ども2人目の加算額 全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～5,100円（所得に応じて決定されます）
- ◆子ども3人目以降の加算額（1人につき） 全部支給：6,110円
一部支給：6,100円～3,060円（所得に応じて決定されます）

手当を受給
するための
手続き

- ◆既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
- ◆それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても、事前申請は可能です。

支給開始月

- ◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
- ◆令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

お問い合わせ 牟岐町役場 住民福祉課 0884-72-3416

12月3日から12月9日までの1週間は「障害者週間」です

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していきましょう。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることが可能です。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

➤ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金

検索

年末、年始のし尿汲み取り申し込みについて

海部郡衛生処理事務組合からのお知らせ

年末は、し尿の汲み取り申し込みがたいへん多くなるため、年末までに汲み取りを希望される方は12月7日までに海部郡衛生処理事務組合(TEL 72-2696土日除く)まで、お早めに申し込み下さい。
尚、12月8日以降の汲み取り及び浄化槽の汚泥引き申し込み分は、1月6日以降となります。

「農業保険で安心経営」収入保険申込受付中!

農業経営収入保険は農業者ごとの収入減少を総合的に補填するセーフティネットとして自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。コロナ禍による収入減少にも対応しています。令和3年補償新規加入は個人経営の方が12月末、法人の方は決算月が加入申込締切になっております。また、従来の農業共済(水稻・家畜・果樹・園芸施設(ハウス)共済)も制度が見直され公的保険制度として農業経営をサポートします。
加入要件等ありますので、詳しくは徳島県農業共済組合へお問い合わせください。

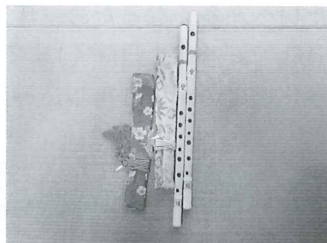
徳島県農業共済組合
本 所 TEL088-622-7731
南部支所 TEL0884-21-1050

自衛官採用試験案内

	自衛官候補生 (任期制自衛官のコース)	陸上自衛隊高等工科学校生徒 (高校と自衛隊の勉強をしながら、 将来は自衛官として社会に貢献するコース)
応募資格	18歳以上 33歳未満の男女	令和3年4月1日現在 15歳以上17歳未満の男子
受付期間	現在受付中	推薦：令和2年11月30日(月) 一般：令和3年1月6日(水)まで受付中
試験日	受付時お知らせします	推薦：令和3年1月10日(日) 又は11日(月)の指定する1日 一般：令和3年1月23日(土)
入隊時期	令和3年4月	令和3年4月
試験会場	徳島航空基地(徳島県板野郡松茂町)	
詳しくは、自衛隊阿南地域事務所 0884-22-6981まで		

令和2年度コミュニティ助成事業

宝くじ助成事業により牟岐町の阿波踊り連「とんま連」が平太鼓や笛、衣装などの阿波踊り用備品を購入しました。阿波踊りを通して地域コミュニティ活動の更なる活性化や世代間交流などを図ってまいります。



県立南部テクノスクール受講生募集

- 【訓練科】 IT技能科2
- 【内容】 ワード、エクセル、パワーポイント等
- 【定員】 15名
- 【対象】 離転職者等で、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた人
- 【訓練期間】 令和2年12月23日(水)～令和3年3月22日(月)
(日・祝日・年末年始は休校日)
- 【訓練時間】 9:00～15:50
- 【訓練場所】 四国進学会阿南校
- 【受講料】 無料 ※テキスト代は自己負担
- 【申込期間】 11月2日(月)～12月1日(火)
- 【申込先】 居住地を所管する公共職業安定所へ

※お問い合わせは、公共職業安定所または南部テクノスクール(電話0884-26-0250)へ

ふるさと納税返礼品を募集しています

牟岐町への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、町外在住の寄附者様に対し、お礼の品として贈呈する商品やサービスを提供いただける協力事業者を募集しています。

ふるさと納税のお礼として、地域の特産品を送付するものがふるさと納税の返礼品です。

次のような返礼品は送付しないよう注意が必要です。

- (1) 金銭類似せいの高いもの(商品券など)
- (2) 資産性の高いもの(家具、家電、貴金属類)
- (3) 価格が高額なもの
- (4) 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合(返礼品割合)が高いもの
例：1万円の寄付に対して5千円の返礼品を送付するなど(5割)
寄付額に対し、返礼割合は3割以下としなければなりません。

詳しくは、牟岐町役場総務課までお問い合わせください(TEL0884-72-3412)まで

令和元年度 情報公開の実施状況について

情報の公開請求件数	1件
情報の公開決定件数	1件
情報の部分公開決定件数	0件
情報の非公開件数	0件

北海道地震津波の記録

「悔が吐きた日」より

北海道震災に遭遇して

故 浜崎 柵田 実

昭和二十一年十二月二十一日、私宅は、現在の新聞菓子店の所に居住していました。

玄関は西向きで、玄関前の道路幅は現在と同じですが、路の辻に木の電柱が立っておりました。激震で母親を抱きかかえるようにして外へ出たが、目の前の電柱が暴風時に竹が揺れるように左右にゆれ、今にも倒れそうで、その場にすくんでしまいました。

揺れがおさまったところに、近隣の富田回漕店（現在石川食料品店）を経営していた今は亡き富田重雄さんが「津波や！」と大声で叫んだ。

その声私の耳に入ってきたと同時に、大八車を引っぱって走

るようなガラガラと大きな音が南の方より聞えてきました。びっくりして母親をしっかりと抱えて、昌壽寺山へ足早に避難しようとした。北側の四つ角に手押ポンプの井戸があった、水田商店付近まで来たとき、膝の部分まで潮が来ていました。

北に向かって歩き、福岡鉄工所裏の橋（当時は木造で路面は土で低かった）を渡った時は、既に潮は橋の上まで来ており、ようやく昌壽寺山に辿りついた。

余震を感じながらも東の空が明るくなってきた。たくさんの人たちが逃げて来てお互いに慰めあい、挨拶を交し、大きな地震だったと口々にそれぞれの状況について語っておりました。

私は家気がなくなって山をおりました。自宅は床上浸水で家の中はごった返して足の踏み場もない状態になっていました。靴、その他の履物一切が流失し、襖の中間ぐらいいまで潮が来たので浸水線がくつきりと浮ぼりになっていました。

私は二三日して山を降り私宅に帰りました。私はこの大震災により、自然はすべてを教えてくれたと思います。自然に教わりながら生活できることは幸せかも知れない、強く思うことは自主防災の再認識と、生活面での自立が必要であろうと思います。



Pick Up Mugi

牟岐町観光協会

活動内容を教えてください。

町内事業者の連携を強化する役割と町外事業者と町内事業者を繋ぐ役割をより効果的に推進し観光産業の振興・発展に取り組んでいます。

牟岐町に対する要望は。

子ども達がいつでも誇れる牟岐町になれる様な町づくりと一緒に取り組んでいきたい。

今後の目標は。

本年度より町から独立しました。より一層観光を通じて持続可能な地域づくりを目指します。

「広報むぎ」の感想は。

単なる町のお知らせではなく、町内外で活躍する牟岐人を取り上げたコーナーを作るなど、住民が主役となって想いを伝えられる広報誌を目指してほしい。



会長：兒戸 大佐
0884-72-0065



あんどん2020